

審議（会議）結果

審議会名称 第15期第3回神奈川県生涯学習審議会

開催日時 令和4年5月13日（金）13時30分～15時30分

開催場所 神奈川県庁東庁舎 教育委員会会議室

出席者【会長・副会長等】

青木信二（公募委員）

市川さとし（神奈川県議会議員）

大田裕多佳（神奈川県専修学校各種学校協会副会長）

大橋昌行（神奈川県経営者協会人材活性化委員）

小野晴子（公募委員）

上村和彦（愛川町教育委員会生涯学習課長）

小池茂子（聖学院大学教授）【副会長】

鈴木紀子（日本女子大学現代女性キャリア研究所客員研究員）

鈴木眞理（青山学院大学教授）【会長】

夏井美幸（神奈川県公民館連絡協議会会長）

橋本恵美子（神奈川県立公立小学校長会総務部長）

山田信江（神奈川県社会教育委員連絡協議会理事）

吉田洋子（かながわ女性会議理事長）代理 井上匡子（かながわ女性会議副理事長）

※五十音順

次回開催予定 未定

掲載形式 議事録

議事概要とした理由 ー

審議（会議）経過

1 開会＜事務局＞

（傍聴者確認）

2 あいさつ＜生涯学習部長＞

3 議題

○事務局（進行）

それでは審議に移りたいと存じます。神奈川県生涯学習審議会条例第5条第1項の規定によりまして会長が、議長を務めることとなっております。鈴木会長、どうぞよろしくお願い

いたします。

○鈴木会長

こんにちは、本日は久しぶりの会議です。メンバー、何人かの方が代わられてどうぞよろしく申し上げます。

さて、15期の生涯学習審議会の諮問事項ですが、これは14期の引き続きで、やり残したことをほぼ同じメンバーで始めています。今日はその答申の素案を前回の書面会議をもとにして、事務局の方でまとめていただいたので、それをさらに精緻なものにしていくと。

いろいろ取りこぼしているものはないか、書き過ぎたことはないか、それらについて御意見があれば、ここでまとめさせていただくということにしたい。

そして、次回もう1回やるという予定になっていますが、それは書面開催になるだろうと思います。そこで最終的に固めて、確定したものにして、教育長に答申を出させていただくというのが、大体の予定となっております。

この会議を15期として対面で開催するのは、今日が終わりであります。素案に基づいて審議を進めたいと思います。9月答申予定ということですから、8月の中旬ぐらいにはまとめ上げなければいけない。内容確認のためのやり取りを書面でさせていただくということになるかと思いますが、よろしく申し上げます。

では、事務局から素案の概要を説明していただいて、前回のものからどういうことが変わったか等も含めて御説明をいただくということにしましょう。よろしく申し上げます。

○事務局

資料の1と資料1別紙1、資料別紙2をもって説明をさせていただきたいと思います。

最初に、神奈川県の子どもの家庭教育支援のあり方、答申素案についての概要を御説明させていただきます。

資料編の資料2を御参照ください。諮問についての趣旨については、家庭教育は、すべての教育の出発点であり、子どもの資質能力等を育み、心身の調和のとれた発達を図る上で重要な役割を担っている。しかし、近年家庭環境の多様化や、地域の繋がり希薄化などにより、子育てに不安や孤立を感じる家庭や、子どもの社会性や自立心、基本的な生活習慣の育成などに、課題を抱える家庭も増加するなど、家庭教育を行う上での課題が指摘されていることから、家庭教育の現状や課題を踏まえ、本県の家庭教育支援のあり方について審議いただくため諮問を行ったということになります。

諮問内容については、地域全体で家庭教育を支援する基本的な考え方、家庭教育支援と子育て支援の関わり、県及び市町村に求められる役割、家庭教育支援チームをはじめとする地域が家庭を支える仕組みについてです。

続きまして、これまでの主な論点として、家庭教育支援の課題及び論点についてですが、こちらの方は参考資料2の34ページ以降の論点整理で、まとめている部分を概要で説明させていただきます。

まず、課題についての論点として支援が十分に届いていない、支援の手が繋がりにくい家庭の存在や、必要な情報が必要なときに必要な人に十分伝わっていないことから、支援を必要とする対象、支援目的や具体的な取組内容を検討する必要があります。

次に35ページで支援体制のあり方、既存の仕組みや取組が十分に機能していない。また、国は、地域の活動団体、家庭教育支援チームの活用を推進しているが、地域人材は、様々な

社会的課題への対応の担い手として期待されており、負担感が増大している状況である。そのため、既存の仕組み等の支援の担い手人材について検討する必要があるという整理を行いました。

36 ページの（３）の行政、地域、学校のそれぞれの役割では、適切な支援体制により、支援を必要とする方に確実に届けるためには、行政が地域や学校等と連携して取り組むことが大切である。また県及び市町村がそれぞれ担う役割について検討する必要があるというように整理を行いました。

素案の概要について説明します。

こちら「はじめに」は今回新しく追加した文章となります。基本的には、過去の答申を参考に国の流れ・動向等を書いています。

2 ページ（２）家庭教育支援の現状で、家庭教育支援の基本的な考え方として、教育基本法では国及び地方公共団体の責務として、家庭教育の自主性を尊重し、保護者に対する学習機会及び情報の提供など、家庭教育を支援するための必要な施策を講じることを規定している。また、同法では、学校、家庭及び地域住民そのほかの関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めることを規定していることから、地域の多様な主体が連携して家庭教育支援を、推進することが重要であるとしています。

同じく 2 ページ「国の動向」は、家庭教育支援の基本的な方向性として、親の育ちを応援する、家庭のネットワークを広げる、支援のネットワークを広げる、の 3 つを示し、地域の多様な人材で構成する家庭教育支援チームの組織化を推進しています。

次、3 ページ「県の動向」には、骨子案から具体的な施策を追加いたしました。かながわ教育ビジョンの重点的な取組として、子育て家庭教育への支援、家庭教育への支援を広げ、社会全体で子育て家庭教育を支える取組を推進しております。具体的な施策については素案（１）以降を御覧ください。

そして、「市町村の動向」を諮問の構成に合わせて、こちら新規に追加いたしました。家庭教育支援の取組として、保護者への学習機会の提供、家庭教育支援に関する情報提供や相談対応など、地域の実情に応じて実施しているというようなことを記載しております。

5 ページ、第 2 章では、「家庭教育に係る課題」の整理をしております。まず、『家庭教育』を取り巻く社会的な課題」として、家庭と地域社会の分離、家族の小規模化、子育て家庭の減少などを挙げ、社会構造の変化により、家庭教育は困難になるとともに、子育て社会への理解や共感を持ちにくい社会となっていると整理しました。

続いて、7 ページでは、『家庭教育』を支える取組に関する課題』について整理をいたしました。こちら小学校就学以降における支援体制として、保護者対象の支援について、県内市町村の状況を調査したところ、小学校就学前と就学以降を比較して、相談事業や交流の場及び居場所の提供について、就学以降の子どもへの保護者に対する取組が少ないということが明らかになりました。こちらの調査は第 14 期、令和元年の 9 月から 10 月に生涯学習課で行ったものです。

続いて 9 ページ「家庭教育支援チームの組織化について」では、地域における担い手不足等が審議の中で指摘されており、行政主導で、新たに家庭教育支援チームを組織化することは難しいというようなことがわかりました。

「まとめ」といたしまして、家庭教育支援を推進していくためには、地域社会すべての人々

が子育てに関心を持ち、理解や共感を育んでいくことが必要である。小学校就学以降の支援の一部が少ない状態、支援の担い手として想定している家庭教育支援チームの組織化には様々な課題があるということをもとめとして記載しています。

14 ページからが「提言」になります。まず、地域が家庭を支える仕組み、子育て世帯にやさしい社会を目指してということで、取組の方向性、家庭教育支援の対象範囲を、小学生、中学生の子どもを持つ保護者とし、取組内容は、交流の場や居場所の提供に加え、相談事業の実施や情報提供の強化をする。また支援人材を確保するため、子育てサークルの活動や地域住民が参加できるような工夫を検討するとしています。

15 ページに具体的な実践事例、取組の方向性に沿った実践事例として、相談事業や交流の場を提供するにあたり、公民館を拠点とする地域活動団体と連携した既存の地域活動を、家庭教育の視点で検証の上、再構築した地域ぐるみで特色のある活動に取り組む厚木市の事例などを紹介しています。

16 ページ「県の役割について」では、県の役割は市町村の支援であるため、家庭教育支援の人材育成研修や、市町村を通じて、保護者が必要とする情報提供の充実、先進事例の紹介や、市町村間の情報交換の強化などが求められている。そのように、提言をまとめさせていただきました。

資料1別紙1の方に、骨子案について、皆様からいただいた御意見と対応状況を記載しております。可能な限り反映しましたが、一部重複するところや、御意見をまとめる段階で集約、再編させていただいた箇所がございますので、御確認いただき、不十分な場合等があれば、審議の際に御発言いただければと思います。

資料1別紙2は新旧対照表です。左側が骨子案、右側が素案となっています。章を移動した文章等もございますので、どのような形で変更したかについては、そちらを御覧ください。

以上、答申素案について、一通り説明をさせていただきました。

○鈴木会長

はい、ありがとうございました。

答申とそれに付随する資料を提示し説明していただきました。まず、骨子案への御意見をこれまでいただきましたが、適切に自分の伝えたいことが伝わっているかどうかという観点で、御意見を出された方々、確認をしてみただけですか。

木下委員が出してくださった内容については、夏井委員に御確認をお願いします。

この素案は、「はじめに」はあって「おわりに」はないですね。第1章で家庭教育支援の現状を様々なデータで見るという、オーソドックスな作り方をしています。2章でどのような課題があるかを、この審議会に出てきたものや国全体で言われているものなど、その中で議論されているようなテーマについて、ここで示しています。事例やデータを集め、それに基づいて提言を書く、いろいろな県で採用している非常にオーソドックスなやり方をしている。最後に、その答申の関連の資料については、巻末に一括して載せています。

どこからでも結構です。青木委員、今まで様々な意見をいただきましたが、どうでしょうか。

○青木委員

はい。比較的データ関係や資料関係をまとめていただき、よくわかったと思います。内容的には、このままでいいと思いますが、節々の言葉については、まだ十分読み切れてないの

で、何とも言えませんが、全体的にはよろしいのではないのでしょうか。

○鈴木会長

はい、わかりました。それでは、いかがでしょうか、鈴木委員。

○鈴木紀子委員

はい。いろいろとまとめていただき、どうもありがとうございました。私が気になったところも、何らかの形でうまく中に反映させていただきました。その中で一点、これは誤字だろうという部分があったので、御指摘させていただきます。

答申の素案7ページのところに、資料の出典として、米印の3で、内閣府「男女協働参画白書 令和3年版」と書いてあるのですが、この「協働」のところの文字が違うので、「共同」に修正をお願いします。

あとは、内容が膨大で、多岐にわたっており、すべての委員の御意見がきちんと反映されているのかというのは、まだ把握しきれてないところもあるのですが、全体的な方向としては、皆さんの御意見を何らかの形できちんと、盛り込んでくださったのかなという印象は持っています。

○鈴木会長

はい。ありがとうございます。

オンラインで御参加のお二人も、いかがでしょうか。

○小野委員

はい、小野です、よろしくお願いします。

○鈴木会長

では、小野委員から、よろしくお願いします。

○小野委員

青木委員と同様、概ね満足しております。私が発言したところも上手に調整されていて、とてもありがたいと思いました。

○鈴木会長

よいということですね。ではほかにいかがでしょうか。オンライン参加の吉田委員の代理の井上さん、御意見ありますか。

○井上氏（吉田委員代理）

井上です。発言の機会をいただきましてありがとうございます。

委員の吉田の代理ということで参加していますので、これまでの議論の経緯を十分存じ上げず、ややとんちんかんな、コメントになるかと思えますけれども、若干コメントさせていただきます。骨子案、素案を読ませていただいて、大変バランスよくまとめてらっしゃるなと思いました。

県の諮問答申、難しいですよね。直接の主体ではないところがいろいろ言うというのはかなり難しいのかなと思いました。そういう中で事例を挙げながら御説明なさっていることも含めて、とてもインフォーマティブな答申案になっているなと思いました。

1つ確認をさせていただきたいのですが、論点整理の参考資料の34、35ページあたりの、皆さんの御議論の中で、支援の方法としてユニバーサル型なのか、ターゲット型なのかという議論をなさったようですが、その議論の成果はこの答申の中では、どのように出されているのかが気になりました。相談と直接的な学習機会の提供ということで、15ページの答申案

をこういう形でおまとめになったのかと思いますけれども、全体の流れで少しそれがわかりにくかったため、一点目確認させていただきたいと思います。

二点目ですが、家庭教育支援の主体は市町村である、基礎自治体であるというのが前提ということでもよろしいですね。その中で、県がどういう役割を果たしていくかということを書いたものが今回の答申。そうしますと、既存の組織をこういうふうに作り変える、何らかの形で作り変えていく、ないしは既存のものはこういうところが足りないという指摘の部分と、新しい組織を作るのは難しいという話が、再三出てきている。私もそうだろうと思いますけれども、既存の組織をどのように作っていったらよいのか、ないしは活用していったらよいのかという辺りの、具体的な例があるとよいかと思うのですが、それがどの部分なのか、素案から読み取りにくかったので、そこを確認させていただきたいと思います。以上です。

○鈴木会長

はい、ありがとうございました。事務局の方をお願いします。

○事務局

ユニバーサル型、ターゲット型の区分についてですが、議論の中で、ユニバーサル型、ターゲット型と絞るのではなく、対象を広くとらえて、改めてどういった対象に支援行うのかを検討すべきと14期で議論しております。

○井上氏（吉田委員代理）

この議論はすごく大事な議論だと思います。というのは、家庭教育の具体的なやり方を示すときに、指針になるところだと思いますので、県が講座や家庭教育支援の施策を直接的な形で実施しない中で、こういう取組を市町村がやったらどうかと形で示すときには、14期で御議論なさったような形の指標というか、教育の方法、ないしは中身を指し示すということが、重要になってくるのではないかと思います。具体的にこれをやりなさいとは、なかなか言いづらい中で、こういうことが必要ですよということを素案の中で書かれていると思います。ですから、その中にここでの議論がどう生かされているのかということが気になったということです。

○事務局

今の点について補足させていただきます。14期の時点での委員の議論ということになりますと、大分前の議論ですので、改めて事務局の方で当時の議論を確認いたしまして、委員御指摘の、15ページのまとめの部分に書ききれてない部分があるようであれば、文案をもう一度少し補足し、議論が伝わるような形で、素案の方に反映をしていければと存じます。いかがでしょうか。

○井上氏（吉田委員代理）

ありがとうございます。それでよいと思います。素案の示す内容が大変具体的になりますし、最初の方に現代社会は家庭が多様化している、社会が多様化しているというお話を書いていて、その中で指針だと書いてらっしゃいますので、それにこたえる形になるかと思えますので、大切なところかと思ひ発言させていただきました。以上です。

○事務局

今、委員からもう一点御指摘がございました。事業主体は市町村で、県はそれを支援する立場でよいのかということですが、当審議会の議論でも、そのような認識で進んでき

たと承知しておりますので、審議会の議論を踏まえると事業の主体は市町村で、県は市町村支援でよいと思います。

それから審議会の答申案に書くという視点で言えば、今書かれているものをさらに踏み込んで書くということについては、審議会での議論をさらに深めていく必要があるのではないかと感じます。

○井上氏（吉田委員代理）

ありがとうございます。審議会の議論が足りないということを言っているわけではないので、結構なのですが、市町村の方たちにも読んでいただいて、具体的な支援策を市町村の方たちがつくる場面で役に立つような、そういう提言ができるといいと思っておりますので、発言申し上げました。以上です。

○鈴木会長

よろしいでしょうか。今いろいろなやりとりをお聞きしましたが、これは、当初の予定では去年に終わるはずの議論でした。それが長引いていく中で、あれもこれも追加したいというのが出てきているわけです。コロナの問題やこども家庭庁などが新たに作られようとしていく中で、何がどういうふうに動くのかといった状況もあるため、すべてをこの中に追加で入れ込むのは難しい。これ幸い、「はじめに」があって、「おわりに」が今はない。「おわりに」というものをつけて、我々が考えていたのは14期の際の状況であって、それから社会状況などいろいろ変わったけれども、このようなことも考えていく必要があるということを書いて、今後の課題にしておく。このようなやり方もあると思います。1ページ弱ぐらいのところ、何か書ければ、それでいいのではないかと思いますので、考えてみてください。これは、私の個人的な発言ということで結構ですので、よろしくお願ひします。

ほかにかがでしょうか、小池副会長。

○小池副会長

今回この素案をまとめていただいて、本当に素晴らしいものができたと思います。事務局の皆さんに県の状況、実態を調査していただいて、そこから浮かび上がってきた家庭教育について、どこが足りないかという調査結果が8ページに出ています。

この表が、大変労力をかけてようやくこの考察にたどり着いた割には、ちょっと目につきづらい。ですから、ここをもっと目立つようにした方がいいと思います。読んでくださる方の目が注がれるように、体裁を整えるのがよいと私は考えました。それと、表と項目の見出しはこれでよいのかということがあります。もう少し文章の中で書いてあるものを、ここに一目でわかるようにしていただくとよいのではないかと思います。

小学校就学後から18歳までの子どもを持つ家庭に対する教育支援が不十分だということが今回の調査でわかったので、それを明確にさせていただいたほうがよろしいのではないかと、私は意見させていただきます。

後は、「第2章 家庭教育にかかる課題」ということで、第一節が『家庭教育』を取り巻く社会的な課題』があって、その出典が7ページの真ん中にありますが、これはあくまでも出典なので、本論とは別に末尾に掲げた方がよいと思います。そして、「2『家庭教育』を支える取組に関する課題」を7ページの上のほうに移動させて、この調査結果の表も7ページに入れ込む。そうすると6ページに「課題A」「課題B」という重要な事が書いてあり、7ページの調査結果の表と対応する形になるので、この答申の内容が非常に引き立つのではない

でしょうか。御検討をお願いします。

○鈴木会長

注を目立たせるのではなく、重要なこと、伝えたいことを目立たせて、目を向けてもらうということですね。

○小池副会長

場所を少し移動させていただきたいと思います。

○鈴木会長

今の御意見は、これはよいものだからしっかり目立つように記載したほうがよいという御意見でした。そのような御意見が多数だと思うので、そのあたりを考えましょう。小池副会長のそのような発言は、今まであまり聞いたことがありませんでした。

○小池副会長

今回これだけのものが出てきて驚いたものですから、この調査は非常に力を入れたものなので、それをしっかりと目立たせることが、大事なと思います。

○鈴木会長

はい。ほかにいかがでしょうか。

○夏井委員

木下委員の意見のうち、骨子案の意見に関する対応等で、資料1の別紙1の6ページに載っている部分についてです。家庭教育支援チームの組織化についての課題に対応するための参考例という形で、厚木市の事例を挙げていらっしゃいます。対応状況として、第3章の提言の方向性の中で、参考例として自治会等について文言を追記すると書かれていますが、厚木市の事例では家庭教育支援チームの拠点が公民館であることを、言いたかったのではと思います。公民館が、自治会や学校やPTA等と連携してやっているのだということを追加してほしいという意味だと思いました。県公連といたしましても、公民館がコーディネートして行う等の役割があるだろうと思いますので、そのあたりを入れていただくとよいと思います。

○鈴木会長

いろいろな団体の代表の方々が本日出席されていますが、それぞれの団体ではこのようなことをやっているということ、御発言いただいてもよいと思います。いかがでしょうか。

○青木委員

実は木下委員と一緒に、地域ぐるみ家庭教育支援事業を厚木市でやらせていただいたのですが、これは文科省の家庭教育支援チームとはちょっと意味合いが違います。というのは、家庭、地域ぐるみとしており、別に専門チームを組んでいるというわけではありません。社会教育でできる家庭教育支援事業ということで、地域全体ぐるみで地域の子もたちや家庭のためにやろうよという事業です。そのためのモデル地区に木下委員の地区がなってもらったものです。

家庭教育支援チームは専門チームのようなものですから、家庭教育の視点からすると、レベルが高すぎるんですね。そうなってくると、地域の住民ではできなくなってしまいます。家庭の中に入り、相談を受けるものですから、本当に困っている家庭に話を聞くことは、なかなか難しいものです。ですから、この地域ぐるみ家庭教育支援事業はそこまで追い詰められることにならないような地域を作ろうという事業です。そのように理解していただければ

と思います。

○鈴木会長

そのようなことを強調するような書き方をさせていただければと思います。

○青木委員

私が執筆した事例3では、そのように記載したと思います。

○鈴木会長

はい、わかりました。支援の担い手について専門家がよいのか、地域住民がお互い助け合うというような形のものがよいのか、そのようなことも考えなければいけないということですね。答申にて示しておく、よいかもしれないですね。

いかがでしょうか。市川委員、何か御発言ありますか。

○市川委員

私は県議会議員として、専門家の皆様の御意見や御要望がまとめられたこの資料を、しっかりと熟読させていただいた。当会派としても、共有の意識を持って、一步でも前に進むように、取り組んでいかなければなと感じております。

○鈴木会長

わかりました。期待しながら注視していきましょう。

大田委員、団体の代表としての御意見もあるだろうと思いますが、いかがでしょうか。

○大田委員

読ませていただきましたが、ここまでまとめるのは非常に大変だったと思います。家庭教育支援についてはいろいろな条件があって、いろいろな家庭があるから、それに見合った形で検討していきましょうということが、ここに記載されていると思います。そういう意味では、よくまとまっているのではないかと思います。それぞれの地域で、対応するときにこれを参考にしながら、こんなこともできるんだと、こんなこともしてみようかなというような考え方で、地域の中で育っていけばいいのかなと感じています。

地域ぐるみでその場に応じた形で、リーダーがいて、取組を実施していくと、そこにある程度の資格が必要になってくるのか、または必要ではないのかということは、その状況によって検討していくしかないのではと思います。

今、神奈川県教育委員会と一緒にインクルーシブ教育に取り組んでおりますけれども、このインクルーシブも東京と神奈川では全然考え方が違います。神奈川の方が一歩進んでいて、通級ということ、まず学校に来られるか来られないかというところから始めています。不登校の生徒さんが高卒の資格を取るために通っている通信制の学校も、増えている状況です。そこでは高校卒業資格を取れますが、その次の学府に進学したときに本当に通うことができるのかという問題もあります。だから何も解決してないんです。それよりも、この提言に書いてあるように地域ぐるみで、自立させていってあげることが大事なので、ここに記載されている素案は、よくまとまっていてよいのではないかと思います。

○鈴木会長

学校という話も出ましたが、橋本委員、いかがでしょうか。

○橋本委員

学校や義務教育という視点で見ていったときに、大変、自分の実感と合っていると感じました。日頃、私たちが持っている困り感だったり、保護者の方がこうではないかと思ってい

ることが、ここに表れていると感じました。

○鈴木会長

はい。ありがとうございます。

○大橋委員

はい。神奈川県経営者協会人材活性化委員の大橋と申します。

非常によくまとめていただいて、とても大変だったのではないかと思います。委員の方々の意見も、いろいろ反映した形で作っていただいたという感想です。やはり、教育機関と地域、或いは企業が一体となって、子育てのあり方、家庭教育支援のあり方を考えなければならぬと考えております。

このコロナ禍が始まって、お子さんを持つ働く男性、女性にかかわらず、お子さんが体調不良になった、濃厚接触者になったとなると仕事を休まなければならない。そういったときに、会社として、どのような支援ができるのかということ各企業で対応が違うのですが、当社では、ある一定の特別休暇を与える、そういった支援をしていますが、これは一種の家庭教育なのではと思っておりました。家庭があってこそその仕事だというようなことですので、企業としての支援もいろいろやっていきたいと思っております。以上です。

○鈴木会長

はい、ありがとうございました。

山田委員、社会教育委員連絡協議会の社会教育の立場から、何かありますか。

○山田委員

よろしくお願ひいたします。

事務局から事前に資料を送っていただきました。わかりやすい文章が追加されたということがよくわかりました。先ほど別の委員の方もおっしゃったように、長いようですが、今までの文書よりもわかりやすく、理解しやすいと感じました。

社会教育委員として、いろいろな立場で団体のメンバーとして参加させていただいています。素案のコラムにもありますが、現在、わが家も若夫婦が共働きで子育てをしています。嫁は地域のコミュニティセンター・子どもセンター・自治会館等施設へ子どもと共に参加し知識を入れている様です。地域には、子育てに関した知恵を教えてくださいとか、子どもに関してちょっと心配なことでも、同じ仲間たちがいて、教えてくれるという話を聞きました。

時代の流れで生活状況が、昔と比較して非常に変わってきており、地域の力は本当に必要だと大変感じている次第です。我が家は同居です。子育ては若夫婦二人で協力してできるだけやりたいとのこと。私は見守り、どうしても必要なときに手を差し伸べる形で関わっています。地域の皆さんの声掛けにより子どもの育て方など、力になるのではとしみじみ感じています。これからも、いろいろ勉強させていただきながら、我が家だけでなく、周りの子育てにお困りになっている方たちへもお力を添えられればよいと思っています。

先ほど青木委員もお話されていましたが、専門員だけではなく、近所のおじさんお婆さんたちが、このコロナ禍の中で仕事や家庭状況が変わった中でいろいろ悩んでいる方に、お声かけられるようなことができれば、本当にいい生活状況になれるのではないかと思います。

○鈴木会長

ありがとうございました。社会教育の総合的な視点でとらえると全体がうまくまとまるの

で、社会教育の視点をしっかりアピールできればよいのではと思います。

上村委員、市町村について、素案では県は市町村をバックアップするので、市町村がしっかり取り組んでほしいという内容が記載されています。その中で、愛川町の生涯学習課長としては、いかがでしょうか。

○上村委員

愛川町の上村です。よろしくお願いいたします。

まず、こちらの素案について拝見させていただいて、家庭教育支援について、どういうもので、何が必要で、どうしていくのかは、大変わかりやすくまとまっているという印象を受けました。

愛川町の状況も照らし合わせると、家庭教育支援は、各自治体ができるところで、できることをやるという形で行っていければというところです。参考にさせていただきたいと思いましたが、参考資料の3以降です。

別紙1に、県内市町村の状況の分布図等がございます。通常、県から提供いただくアンケート結果は、項目だけという形が多い中で、資料3の別紙1では、上段に対象年齢が書かれている。そこにどういった形で、どういう内容の事業を市町村が展開しているのか、ひと目でわかるような形で整理されている。市町村担当者が見て、この部分でこういう事業をこの年齢に対して行っているという、かゆいところに手が届くように示されているのが、大変ありがたい資料であると感じました。

そうした中で、愛川町としても、できるところで頑張っていきたいという思いを持ったところです。

確認です。資料4の別紙1の右の一番下の凡例はあえて重ねているのでしょうか。欄外にあった方がわかりやすいと思います。

○事務局

重ならないよう調整いたします。

○夏井委員

年齢別に実施している事業がよくわかって、とってもよい資料だと思いました。具体的な事例は書かれていますが、自治体名が書いていないです。どこの自治体でやってらっしゃるのか、例えば、施設の職員であれば、聞いてみたいと思うのではないのでしょうか、それとも自治体名を書いてはいけない事情があるのでしょうか。

○事務局

調査の段階で、具体的な自治体名を出さない条件で調査しております。

○夏井委員

報告書の中についている資料でここまで鮮明に書かれているのに、自治体名がわからないというのが何かすっきりしないです。初めて見たものですから、余計にそのように感じました。調査の段階で自治体名を公表することをお示しいただいた方がよかったですと思います。

○鈴木会長

具体的な地区名が出ているものもありますね。その辺も少し注意をして、基本的には事務局としては出さないということで、どうすれば使えるようになるのか、使いやすいようになるかを考えてみて、処理をしましょう。

○事務局

夏井委員にいただいた御指摘を踏まえまして、審議会が教育長に答申していただくにあたりまして、どこまでその市町村名を書けるかという視点でもう一度検討いたします。その上で、審議会としての答申には、自治体名は記載しないが、私どもはそれを受けた教育長以下の指示を受けて、施策に反映していく際の資料として、この表を使う。自治体の協力もいただきながら、県民の方に、わかりやすく示せるようなものを作ることができればと考えております。

○鈴木会長

純粋な学術的な調査ではないので、多くの自治体に使ってもらうことを意識しながら対応していただくということにしましょう。

さて、いかがでしょうか、予定時刻を過ぎていますので、これで、事務局の方で調整させていただくということにしてよろしいでしょうか。

○全委員

異議なし。

○鈴木会長

そのようにしたいと思います。今後の予定について説明していただけますでしょうか。

○事務局

資料2を御覧ください。第15期生涯学習審議会の運営についての「4 審議スケジュール」となっております。

本日、皆様からいただいた御意見を反映した最終案について、7、8月までに第4回の審議会でお示しする予定です。先ほども会長の方から御説明がありましたが、皆様から御賛同いただければ、書面開催という形にさせていただきたいと思っています。

○鈴木会長

次回の確認のための会議は、書面の会議としてよろしいでしょうか。

○全委員

異議なし。

○鈴木会長

それでは、書面で開催をするということにさせていただきます。事務局の方、補足ございますか。

○事務局

第4期の生涯学習審議会を開催しまして、その後、最終案へ皆様からいただいた御意見を調整したものについては、鈴木会長、小池副会長に御確認をいただいて、答申の完成稿とさせていただきます。

答申は9月頃に、県教育委員会教育長に対して会長から手交していただくという予定で考えております。手交の際には、記者発表を予定しており、審議会の皆様には、その内容について、事前に情報提供をさせていただきます。また答申は、県内市町村教育委員会や、社会教育団体等に配布するとともに、県ホームページにも掲載させていただきます。

○鈴木会長

はい、ありがとうございました。

議題の1の諮問事項については、これで終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

議題のその2になりますが、家庭教育支援条例についてという議題で、事務局の方からまず説明していただきましょう。よろしく申し上げます。

○事務局

家庭教育支援条例については、昨年5月に開催した第1回審議会で、国や他県の動向等を説明しました。第2回審議会で皆様から御意見を伺う予定でしたが、新型コロナウイルスの感染状況により、対面での審議会開催ができませんでした。そのため、本日は改めて経緯から説明いたします。

まず、資料3-1を御覧ください。平成18年に教育基本法が改正となり、家庭教育の条項が新設されました。これを受け、家庭教育支援について、法制化の検討や、一部県で条例が制定されるなど、平成25年から29年にかけて動きが活発となりましたが、その後、法案は国会に提出されていないなど、動きは停滞している状況です。本県では、令和元年9月に県議会で、家庭教育支援条例についての質問があったことから、これを契機として、県の家庭教育支援条例についての考え方を整理するための参考として、皆様方の御意見を伺いたいと考えております。

資料3-2を御覧ください。1の家庭教育支援や子育て支援に関する法律計画についてです。

「(1) 家庭教育支援」の「ア 法律等」について、教育基本法では、国や地方公共団体の責務、保護者の責務や役割などが規定されています。この法律に基づき、国は、教育振興基本計画を策定し、計画には教育政策の目標の一つとして、家庭地域の教育力の向上、また、学校との連携、協働の推進が掲げられています。

「イ 本県における計画」についてですが、教育基本法では、教育振興基本計画を考慮した地域の計画策定の努力義務、それが都道府県にあります。このことから「かながわ教育ビジョン」という本県の教育の総合的な指針を策定し、また、県全体の総合計画である「かながわグランドデザイン」に位置付けた教育施策等、一緒に合わせて、教育振興基本計画としております。

次に「(2) 子育て支援について」ですが、「かながわ子どもみらいプラン」を策定し、子ども・子育て支援法に基づく計画と、次世代育成支援対策推進法に基づく計画の二つの位置付けをあわせ持つ計画としています。なお、次世代育成支援対策推進法に基づく計画の策定にあたって、県議会から次世代育成を推進するための基本条例を制定すべきとの提案がありました。これを受け、計画のプログラムには、条例制定が盛り込まれた形で計画が策定され、神奈川県子ども・子育て支援推進条例が平成19年3月に制定されました。

2ページ上側は、家庭教育支援や子育て支援の法律、計画の体系を図にしたもので、3ページの資料の中ほどに「2 主な法律等の内容」とあり、資料3の別紙としまして、教育基本法やかながわ教育ビジョン、そのほか、子育て関係の法律や計画、条例について、基本理念や県の責務、保護者の責務等を対比させた資料をつけておりますので、後程御覧ください。

続いて資料3-2に戻りまして、3ページの中ほどの「3 条例制定の考え方について」です。

まず、「(1) 条例制定の効果」についてですが、予算の確保や拡充、施策や事業の継続、住民の意識を変える手段としての効果が期待できると言われています。

次に、「(2) 条例で規定すべき事項」には、条例により規定することが、アのとおり法令

で求められているものと、イのとおり任意であるものの二つがあります。アの法令で求められているものは、許認可や届出、禁止事項等の住民の権利制限や義務を課す事項や、行政機関や手数料など、個別法令により条例に委任されている事項です。イの条例での規定が任意とされているものは、県、事業者、県民の責務を訓辞的に定めて、社会を方向づける事項等、議決の上、法規範として定めることが要請されているような事項です。

次に、「(3) 条例制定を検討する視点」については、一般的に、必要性、有効性、効率性、基本方針に合っているか、法に適しているか、それらの各視点で検討する必要があります。

この条例制定の必要性について考えられる論点を三つ例示しましたので、次のページの4ページを御覧ください。

まず、「ア 家庭教育支援を推進するには、既存の法律等で十分機能するか」という論点については、Aの条例制定によって、より積極的な取組が担保されるという考え方がある一方で、Bのように、理念的な条例よりも、教育に係る計画等へ位置付けた方が、具体的な施策につなげやすいという考え方もあります。

次に、「イ 既存の法律等に加えて、条例制定が必要となる本県独自の特性があるか」という論点についてです。Aの県民ニーズ調査によると、安心して子どもを産み育てられる環境は満たされていないと答えた人が約4割いることから、子育て支援の条例に加えて、家庭教育支援条例を制定して、より一層の環境整備が必要という考え方があります。一方で、Bのように国の調査によると、子育てに関する不安や悩みを抱えている保護者は全国で約7割と多い。また、本県では、子育て支援の条例がすでに制定されている。さらに、家庭教育支援の条例も制定した場合、子育てと家庭教育の両者の条例の目的の違いがわかりにくいというような考え方もあります。

次に、「ウ 国の施策との整合性に関する論点について」は、Aの国の施策や法制化等の動向に関わりなく、県が独自に条例を制定して取り組むべきという考え方があります。

一方で、Bのように、国の施策の方向性を踏まえた上で、県に求められる役割を検討すべきであり、法制化が進んでいない現段階では、条例を制定する必要はないという考え方もあります。

このほかにも様々な論点や考え方があるかと思しますので、皆様方から御意見をいただきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○鈴木会長

御説明について、おわかりいただけましたでしょうか。これについては1、2年前ぐらいに御提案いただいて、国などでも動きがあるわけではなく、止まっている状況です。このような問いを、事務局の方から投げかけられました。何かお答えできるようなことがありましたでしょうか。

どのようなことを考えて、これに対応すればよいか御意見があれば、事務局の方の参考にもなるのだらうと思います。いかがでしょうか。

上村委員いかがですか。今回の我々の答申では、各家庭への支援は市町村が実施し、県が市町村を後方支援するという話になっています。そのため市町村としてどのようなお考えなのか、個人としての意見若しくは、行政一般としての意見を、適度に切り分けて、御発言いただければ参考になるかと思います。

○上村委員

愛川町の場合、町ということで一定の限られた事業を一生懸命やっています。県で条例を作っている、県の条例が制定されているからといって市町村がそのまま似たような形で条例を制定し、事業を行っているという例は少ないです。法的に定めなければいけない場合は、条例制定をもちろん行いますが、町レベルでは、その町の体制で家庭支援に対しての意思表示が非常に強いものだと思っております。そのため、条例制定は難しいのではないかと思います。また現状では、子ども・子育て支援法に基づく、子育て関係の施策が動いており、家庭教育支援と同じような内容もあるので、そこの棲み分けがしづらいと思います。

子ども・子育て支援法の施行後に、子ども・子育て支援に関する条例を、制定している市が確かに、ほかの県ではありますね。どのような経過で制定したのかを知りたいという思いはあります。

まとめますと、町としては、単独で理念的な条例を制定することは難しいのが現状かと思っております。

○鈴木会長

はい。後でほかの委員の御質問等に、少しアドバイスをいただくようなことがあった場合はよろしく願いいたします。

いかがでしょうか、オンラインで御参加のお2人は、何か御意見ありますか。

○井上氏（吉田委員代理）

井上です。よろしいでしょうか。

初めて伺った内容なので、十分承知していない中での質問ということで御理解いただきたいのですが、まず、県の担当部局として、この条例の必要性については、県としてはあるという方向で認識しているのかどうかをまず最初に確認させていただきたいと思っております。それが一点目。

○鈴木会長

県では、この条例の必要性があると、認識しているのでしょうか。

○事務局

現時点では、家庭教育に関する条例制定についての要請があるとは認識はしておりません。

○鈴木会長

県では要請があるとは認識していないということだそうです。

○井上氏（吉田委員代理）

要請があるかどうかというのではなく、担当の方としては立法事実があるかどうかについての検討、要するに、このペーパーでいきますと、4ページ目ア、イの辺りの論点について、おそらく部内で議論があったと思いますが、部としてどのような認識なのか確認したかったのですが、でも、今それは結構です。わかりました。

二点目です、先ほど、御説明の中にもありましたように、類似の条例が既にあるということに気にされていると思います。おそらく、神奈川県子ども・子育て支援推進条例のことと思いますが、これは所管は子どもみらい局ですね。

○事務局

はい。子ども・子育てに関する条例につきましては福祉子どもみらい局が所管しております。

○井上氏（吉田委員代理）

そうですね。今回御提案、やるかどうかも含めて議論しているのは教育局の所管ということになりますか。

○事務局

教育長の諮問機関である生涯学習審議会の委員の皆様の意見を、県教育委員会がお伺いしているという形になります。

○井上氏（吉田委員代理）

なるほどわかりました。それでそのあとの条例を作るとして、進め方として、その条例は教育局の所管ということになるわけでしょうか。

○事務局

はい。これは福祉子どもの視点ではなくて家庭教育の支援での視点で意見をいただきまして、委員の皆様方の意見を総合的に勘案した上で、方向性について、私ども、県教育委員会の方で検討していくことになります。

○井上氏（吉田委員代理）

要するに私が何を気にしているかといいますと、重なることは、ありうべきことだと思います。逆に言うと、今ある子ども・子育て支援推進条例の中に、この教育関係の生涯学習の部局が担当している施策の中身が含まれているかどうかが重要なのではと思います。それが一点目。

二点目は、推進体制がすでに子ども・子育て支援推進条例にあると思いますが、そこに教育局を含めた形で推進体制が組まれているのかどうかというところで、その重複については判断するべきだと思いますので、そのあたりのことを教えていただくと、判断ができるかなと思います。

三点目、これは私の意見ですけれども、先ほども少し申しましたが、重複するということは往々にしてあることでありまして、その重複したときに、新しい方が出てきてこれが必要だと、さっきの立法事実というのがそこに当たるわけですけれども、そうした場合は、その新しい必要性などに、応じた形で全体をまとめ直すという方向性もありますよね。そのため、重複するからいらぬという話には必ずしもならないと思います。

今申し上げた二つの点についての情報をまとめていただいた上で、意見申し上げたいと、今の段階では思いました。

○鈴木会長

はい。どうぞ。

○事務局

貴重な御意見ありがとうございました。

二点目についてですが、県教育委員会で生涯学習として行っている、子どもたちに関する事業に関しては、先ほど子ども・子育て支援推進条例の話が出ましたけれども、子ども・子育ての計画の施策体系に位置づいております。それから三点目の重複の関係につきましても、大変貴重な御意見だと思います。

今回様々な御意見をいただいた中で、条例化すべきなのか、その必要がないのかを検討していく必要があると考えております。

○鈴木会長

はい。よろしいでしょうか。御意見を承ってそれらをまた整理してみたいということだと思

います。我々は、こういう意見があるということ積み上げたいと思いますので、ほかの方もそれぞれ意見があれば出していただければと思います。小野委員はいかがですか。何かありますか。

○小野委員

はい。特に重複については問題ないかと思いますが、ユーザーの立場でどうだろうかということも、きちんと考えるべきかなと感じました。ユーザーである保護者の方の、使い勝手、理解のし易さについて、最初に視点を持っていくべきと思っております。

○事務局

いただいた御意見を基に、私どもの方で検討するに当たりまして、当然保護者の視点は持つべきと考えております。

○鈴木会長

はい。いろいろな立場での意見をということで考えていただければと思います。では青木委員。

○青木委員

条例制定までする必要はないかどうかは別問題として、家庭教育の向上の部分が非常に薄いと感じております。やはり教育委員会教育局が扱うところですので、家庭教育の向上を目指す何らかの施策や方法論、法令など、それをきちんと位置付けて、学校ばかりに頼るのではなくて、親自身、保護者自身がしっかり学んで、家庭教育を向上させ、子どもをしっかり育てるという位置付けを作らない限り、問題を抱えている家庭はなくなるのではないかなと思っております。

だから、地域ぐるみでの家庭教育支援事業を我々がやっているのですが、それを位置づける何か体系がやはり欲しいなど、やってみて、つくづく思います。

これは子育てを支援するサービスとは違いますよね。家庭教育の向上というのは、名前が教育とついている以上、やはり教育ですよね。市町村でやるにしても、体系がないから手を出しづらいところがあるのではないかなと思うので、そのような体制づくりについて、条例にするのか、どのようにするのか私にはわかりませんが、きちんとしてもらいたい。

そうしないと、学校に頼る傾向が続いていく。そして、困るのは学校の先生です。それはもうよく理解しています。だから、家庭教育を向上させようとPTAやいろいろなところが動いているが、体制化されてない。だから、いつも堂々めぐりになって、人が変わると物事が変わってしまうというようなことになってしまうのかなという気がしています。

厚木市の場合は、地区公民館が整備されていますので、地区公民館にそれを一部担わせようとして、事業化しています。しかし、公民館がないところは、どうしても学校になってしまう。学校が全部抱えてしまうという、その堂々めぐりになって、いつまでたっても親は家庭教育が向上しない。これはもう目に見えてわかります。だから、何か体制づくりしないと、いつまでたっても問題を抱える家庭は減らないのではないかなと思っております。

それを減らす手段として、問題を抱えている家庭へのアウトリーチによる支援などしっかりとやらないと、駄目なのではないかという意味で、私は家庭教育支援を非常に重要視しています。そういうとらえ方で、条例等の体系を作ったらよいのではと思っております。

○鈴木会長

学校の話がありましたが、校長先生の立場としてはなかなか難しいところもありますが、

どうでしょうか。

○橋本委員

今日、初めての出席で、今までの議論がわからないので、個人的にしか言えないのですが。今、青木委員がおっしゃったことも心の中で拍手しながら聞いていたというような気持ちです。地域の保護者の方は子どもに関することはすべて学校と見ていらっしゃることが、多いように感じています。他機関に助けを求めようとしても、結局、負担が大きくなるのは学校だということがあり、今、青木委員の話聞いておっしゃるとおりだなと思って、とてもわかってくださる方がいて嬉しい気持ちになりました。

○鈴木会長

橋本委員の立場からすれば、このような条例があった方がよいだろうというお考えでしょうか。

○橋本委員

条例なのか、それとも別のものなのかはわからないのですが、そのようなものがあつたらと思います。

○鈴木会長

夏井委員はどうですか。

○夏井委員

条例を制定するかどうかということは、置いておいてですが、4ページのところのAで、「条例制定によってより積極的な取組が担保される」の反対意見として、「理念的な条例よりも教育に係る計画等への位置付けが」と書いてあるのですが、実際には条例があると、計画に位置付けがしやすく、予算もつくと思います。

そこで、福井県の家庭教育支援条例を確認したところ、その中に「第19条 財政上の措置」という条文があり、「県は、家庭教育支援に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。」と書いてあります。財政上の問題も条例に書いてあるというのは、素晴らしいと思います。このような条文があると、現場がやりやすいというのは、現実だと思いました。

条例を制定するかどうかは別としても、やはり、教育という中には家庭教育も含まれますから、教育の立場で、人づくりや、繋がりづくりなどを大切にしていくということを、どこかに位置付けてほしいという思いはあります。

○鈴木会長

山田委員、社会教育の視点から、いかがでしょうか。

○山田委員

条例かどうかということは、私も個人的にはよくわからないのですが、やはり学校だけにゆだねないで、家庭教育をしっかり行う、その上で、地域の力は大きいと思っています。

私の近所でも、子どもたちが登校班で登校しています。最初はルールを守らないでバラバラで歩いている、毎日、飛び出た列を子どもたちに声をかけ直し、ありがとうと言うと、次にはしっかりと言うことを聞いてくれます。些細なことですが、生徒さんたちは声をかけるだけで、変わってくれます。

ですから、すべて学校に任せないで、家庭の教育というものを、専門的なことではなく、地域に昔はあった、近所のおじちゃんおばちゃんたちの声掛けが、今、本当に少なくなって

きています。悩んでいらっしゃる御家庭も多いと思うので、身近に感じられるような体験とか、いろいろ情報を手に入れられるような、機関などがあるとよいと思っております。以上です。

○鈴木会長

はい。ほかの方々、意見がございますか。上村委員、ここで皆さんの意見を聞いたところで、何か御意見ありますか。

○上村委員

社会教育、家庭教育の切り口で地域の力をということでは、学校にすべてお任せするのではないという話ですと、例えばコミュニティスクールの活用や、地域学校協働活動推進事業等で、推進員さんたちを中心として学校に協力してもらいながら、こういった家庭教育の推進をしていくことを、神奈川県下のいろいろな市町村でも始めています。ですから、地域の力を活用しながら取組を進めていくことが、想定されると思いました。

条例の制定云々というところでは、もうこれは神奈川県姿勢の部分であると思っておりますので、そこについては作った方がいい、作らない方がいいというのは、なかなか申し上げにくいところです。実際、理念をどうやって、どういう形でやっていくかという部分では、しっかり市町村で考えながら、仮に神奈川県が、条例を制定したならば、その趣旨にのっとりながら事業を展開していくのではと思っています。

以上です。

○鈴木会長

皆さんの立場により意見は異なるので、なかなか難しいですね。大田委員、何かありますか。

○大田委員

はい、この4ページの論点ア、イ、ウと3件ありますが、イのAで「案心して子どもを産み育てられる環境が整っていることについて満たされていないと考えている人」が神奈川県では4割、それからBの「子育てに関する不安や悩みを抱えている保護者」は全国で7割と多い。この4割、7割は、どのような調べ方をしたのかと思いました。

この4割というのは共働きで、子どもの世話をする時間が少なくなるなどの理由で4割になったということなのでしょうか。

○事務局

詳細は手元に資料がないのですが、県民ニーズ調査では、(無作為抽出した18才以上の)県民の方にアンケートへの協力を依頼して、実施したものです。その方たちの属性として、例えば子育てをしている人なのかなどの状況はわかりません。

○大田委員

ですが、この4割というのは、かなり多いと思います。やはり、家庭教育をしたいけども、できない環境にある。共働きや、母子家庭、父子家庭という形になるのかもしれないです。仮に条例をつくる場合、環境整備が必要だと書く前に、まず、どのような環境整備が必要なのかということ考えた上で、そこに落とし込んでいく必要があると思います。そのようにしなければ、仮に条例を作ったけれども、守れない、できない、ということになってしまう。

裕福な家庭は毎日塾へ行ったり、今日はバイオリン、今日はダンス、今日はバレエと、毎日いろいろな子どもたちと交流ができるので、すくすく育っていく可能性は高いと思います。

逆にそのような環境にないお子さんたちは、どこかに預けられるなど、なかなかよいチャンスに恵まれないということが多いと思います。

ですから、条例でというよりも、環境整備をまず考えて、そういった中に落とし込んでいくという考え方も、必要なのではないかと思います。

今、専門学校等でも、高校を卒業した子どもたちの親たちと話していても、それは学校がやってくれないものですかと聞きますから。いや、それは家庭で行うことでしょうか。小学校でも中学校でも高校でも、専門学校でも、学校任せ。いやそれは、家庭でやっていかなければいけないことで、それができていることを前提に学校はありますという説明をするのですが、あまりわかってもらえていないです。

○鈴木会長

経営者の立場から大橋委員は、どうですか。

○大橋委員

立場上なかなか難しいのですが、学校任せというわけにもいかず、家庭でと言ったところで、という思いはあります。

今、男女共同参画社会でもあり、いわゆる子育てをしながら働くというのが当たり前になってきた中で、企業としては、家庭教育支援についてどこまでできるのかといったところです。似たような次世代育成支援対策推進法、これは相当前に時限立法でできたのですが、これが延長となっていて、当社も当然、行動計画を策定しました。(※ 平成 15 年 7 月 10 年の時限立法。平成 26 年改正でさらに 10 年延長)

また、ほかにも女性活躍推進法という法律もあって、行動計画を策定して、ホームページにも掲載をしています。果たしてそれが本当に家庭教育支援にダイレクトに繋がっているのかというと、企業の中で働く、これを女性だけとしてはいけないのですけれども、子育てしながら働くママたちの意見を聞くと、やはりまだ支援としては不十分だということもありますので、家庭教育支援も条例にすると、計画を立てやすいというようなこともあるでしょう。そういった意味合いで言うと、学校、地域、企業が一体となって取り組むには、何かそういった、条例がよいのかどうかはわかりませんが、何かあった方がよいのではという気はいたします。ありがとうございます。

○鈴木会長

女性支援という話になってきたので、鈴木委員に締めていただけますようお願いいたします。

○鈴木紀子委員

私が気になっていたのは、ここにも書いてあるように、国の施策がまだどうなるかわからないという状況で今後、何か上から降ってくるものがあるのではないかと、そしてそれに沿った形で、何かやることを求められるのだらうと思うこと。その一方、神奈川県は神奈川県で、県の状況を踏まえて、やってもよいのではないかと個人的な思いはあります。

ただ、それが果たして条例という形がよいのかどうかはわかりません。大橋委員の発言のとおり、この審議会で、家庭教育支援をいろいろ議論し始めたときに、子育て支援と何がどう違うのか、その辺のすみ分けにとっても混乱して、悩んだ経験があります。すでに神奈川県で、子ども・子育て支援の条例は作られていますけれども、いわゆる親への支援である家庭教育への支援については、抜け落ちているところ、足りないところもあるかと思います。

共働きという意味では、福井県の方で条例制定がされているというお話がありました。福井県は全国のなかでも共働き家庭が多く、その中でうまくやっているということで、福井モデルとして一時期注目された自治体です。その福井県の背景には、もしかしたらそのような条例があって、それに基づいて実施されてきたのかとも思います。(※福井県の家庭教育支援条例制定は令和2年10月)

国の動きも気にはなりますけれども、家庭教育支援について、神奈川県の中で何らかの形できちんとした体系、位置付けを、作るのもよいのではと個人的な気持ちを抱いております。

○鈴木会長

はい、ありがとうございました。これぐらいで意見聴取は終わりにしたいと思います。事務局の方には御参考にしていただければありがたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

以上で、今日の予定された議題は終わりですが、何かほかに皆様方からございますか。では、事務局の方、よろしく願いします。

○事務局（進行）

ありがとうございました。また委員の皆様には大変貴重な意見を頂戴しました。

資料1 答申素案につきましては、いただいた意見を踏まえまして、事務局で修正を加えた上で、改めてお示しさせていただきたいと思います。

また、家庭教育支援条例につきましては、いただいた意見を踏まえ、県教育委員会の方で、どのような方向性に進んでいけばよいか、検討してまいりたいと思います。

これをもちまして第15期第3回の生涯学習審議会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。